滋賀県外国人留学生奨学金等支給支援事業実施要綱

１　目的

　介護福祉士資格の取得を目指す意欲ある外国人留学生の修学期間中の支援を図り、将来当該留学生を介護の専門職として雇用しようとする介護施設等の負担を軽減するため、当該介護施設等が支給する奨学金等の一部を補助する。

２　補助対象者

介護福祉士養成施設（社会福祉士介護福祉士法第40条第２項第１号から第３号までの規定による学校または養成施設をいう。）に在学する外国人留学生（以下「留学生」という）を受け入れる県内の介護施設等（所管庁の指定を受けて介護保険法上の介護事業を行う法人または施設・事業所等）とする。

３　補助対象事業

　留学生を受け入れる県内の介護施設等が、留学生に対して奨学金等を支給する場合に、その経費を補助する。

４　その他

本要綱に定めるほか、事業の実施にあたり必要な事項は別に定める。

　付　則

　この要綱は、平成31年４月１日から施行する。